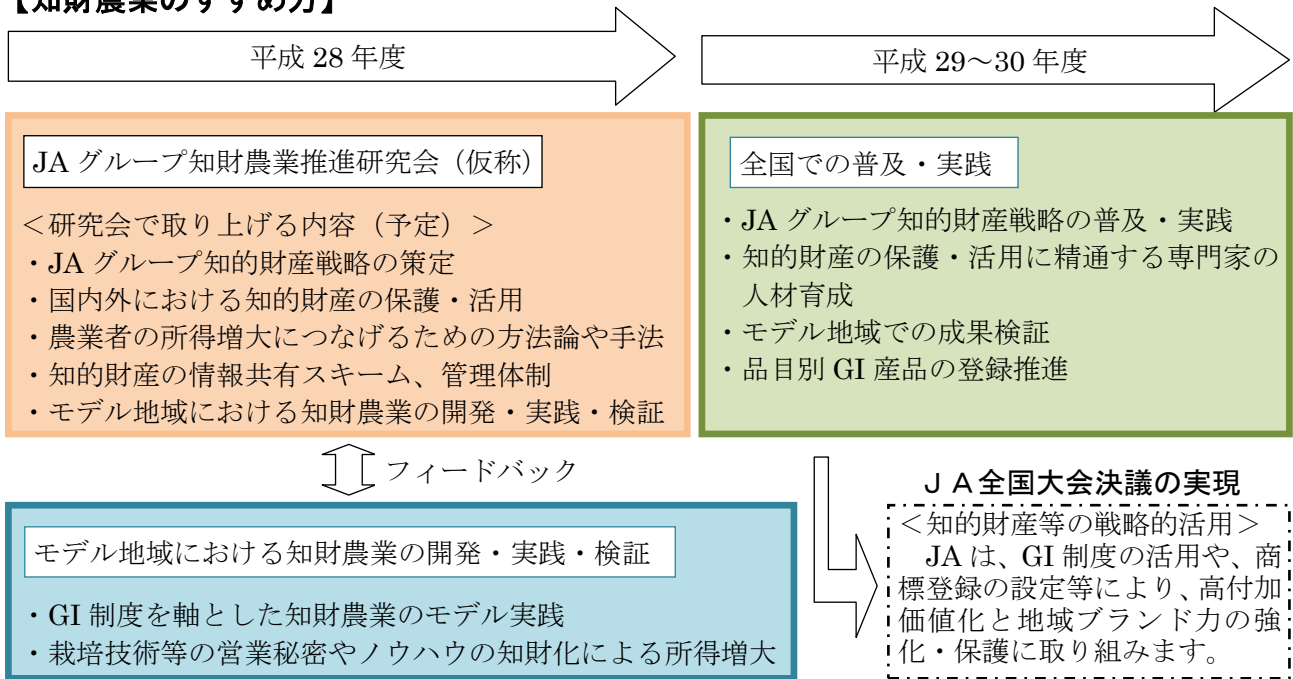


【申請団体にJAグループが関与するGI登録産品（一覧）】（※平成28年9月時点）

				
タ張メロン (JA夕張市)	江戸崎かぼちゃ (JA稲敷)	八女伝統本玉露 (八女伝統本玉露推進協議会)	鳥取砂丘らっきょう ふくべ砂丘らっきょう (JA鳥取いなば)	
				
但馬牛 (神戸肉流通推進協議会)	神戸ビーフ	くまもと県産い草 くまもと県産い草畳表 (JAやつしろ、JA熊本うき、JAくま)	市田柿 (JAみなみ信州)	

【知財農業のすすめ方】



## 【原料原産地表示の現状】

### ▼ 原料原産地表示 義務対象品目の選定要件 (平成15年)

要件 I	原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、
要件 II	製品の原材料のうち、 <b>単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上</b> である商品

### ▼ 根拠法

**JAS法**

【目的】

- 農林物資の品質の改善
- 品質に関する適正な表示により消費者の選択に資する

↓

横断的品質表示基準  
個別品質表示基準

平成27年  
4月～

＜移行期間＞  
生鮮食品：1年半  
加工食品：5年

**食品表示法**

【目的】

- 食品を摂取する際の安全性
- 消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保
- 消費者の需要に則した食品の生産の振興に寄与

↓

食品表示基準

### ▼ 義務化されている加工食品

【22食品群】

1. 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実
2. 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実
3. ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん
4. 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実  
その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの
5. 緑茶及び緑茶飲料
6. もち
7. いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
8. 黒糖及び黒糖加工品
9. こんにやく
10. 調味した食肉
11. ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵
12. 表面をあぶった食肉
13. フライ種として衣を付けた食肉
14. 合挽肉その他異種混合した食肉
15. 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類
16. 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
17. 調味した魚介類及び海藻類
18. こんぶ巻
19. ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類
20. 表面をあぶった魚介類
21. フライ種として衣をつけた魚介類
22. 4又は14に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの

【4品目】  
農産物漬物、野菜冷凍食品、うなぎ加工品、かつお削りぶし

食品によっては、

- しょう油、砂糖、みりん等を加えて加熱した場合
- 缶詰、瓶詰、レトルトパウチ食品は、対象外とされている

## 【原料原産地表示の拡大に期待される効果】

### ○ 消費者が加工食品を購入する際、確認する情報（価格以外で主なもの2つ回答）



### ○ 消費者が野菜・果物加工品の購入時に重視すること上位15位（複数回答）



## <政策等の対外提案>

### ① 農村地域のブランド化支援（国）

→ 国産農畜産物・加工品および産地の付加価値向上に向け、地理的表示の登録推進およびPRの支援、有識者による知財農業の支援など、農村地域のブランド化への支援を講じること。

### ② 海外におけるジャパン・ブランドの保護および人材育成（国）

→ 海外での知的財産の模倣品調査・監視および損害賠償請求にかかる支援や地理的表示マークの商標登録、知的財産の保護・活用に精通する人材育成など、ジャパン・ブランドの保護に向けた支援を講じること。

### ③ 全ての加工食品について、原料原産地表示を東京オリンピックまでに制度化（国・業界）

→ 東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据えた国内外の消費者への正確な情報伝達の強化に向けて、2020年（平成32年）までに、全ての加工食品について原料原産地表示を義務化すること。

### ④ 外食・インストア加工における原料原産地などの情報開示の拡大（国・業界）

→ 国産農畜産物に信頼を寄せる消費者の選択に資するよう、消費に占める割合の大きい外食・インストア加工においても、原料原産地などの消費者への情報開示を拡大すること。

### ⑤ 都市農業関連対策の拡充（国等）

→ 市民農園の開設を促進して国民の農業体験機会を増やすとともに、都市農業の多面的機能を維持・発揮するため、相続税納税猶予制度の貸借を促進し、園地の保有コストを軽減すること。

## ⑤ 需要に応じた生産・流通（酪農・乳業）

### <課題>

- 乳牛飼養戸数が減少する中で、一戸あたり飼養頭数と一頭あたり乳量の増加により、生乳生産量を確保してきたものの、都府県を中心とした飼養戸数減少が規模拡大を上回って推移し、26年度以降、乳製品の追加輸入が連続して実施されている。
- 酪農家の規模拡大や生産性向上などを後押しする、関係者が一体となった生産基盤強化に向けた取り組みによって、需要に応じた生産を確保していく必要がある。
- 6月2日に閣議決定された「規制改革実施計画」で、指定生乳生産者団体制度の諸機能を評価・検証し、その是非や現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的な改革について検討し、結論を得ることとされた。
- 指定生乳生産者団体制度の機能を活かし、酪農生産基盤の強化をはかるとともに、酪農所得の向上と生産拡大を通じて、消費者への牛乳・乳製品の安定供給ができるようにする必要がある。

### <JAグループの当面の取り組み方向>

- ① 酪農生産基盤の強化と酪農生産の拡大に向けた取り組み
  - JA等は、酪農所得の向上と需要に応じた生産を確保するため、畜産クラスター事業も活用し、酪農経営の規模拡大や生産性向上などを後押しする、関係者が一体となった取り組みをすすめる。（具体的には、生産基盤対策として後掲）
- ② 生乳生産基盤の強化や付加価値の創出、新たな需要の確保などへの取り組み
  - 指定団体等は、乳価交渉の結果の周知徹底や、特色ある生乳などの生乳有利販売の拡大、入札制度の導入に向けた取り組みなどをすすめる。  
【28年度より順次実施】
- ③ 生乳取引体制の合理化の推進に向けた『業務推進計画』の策定・実践
  - 指定団体等は、一県一団体化の推進や集送乳業務の一元化、乳代の域内プール化、控除経費の明確化等に向け、会員組織の役割分担の見直しや再編・機能強化、手数料の見直しや集送乳経費等の合理化の数値目標の策定などを行う。  
【28年度より5か年間の計画を策定、順次実施】

## 【今後の生乳取引のあたっの取組事項】

1. 乳価交渉時期の明確化等
2. 統計データの定期的な情報提供
3. 乳価交渉の生産者への説明プロセスの明確化等  
(生産者の意向把握と交渉結果の速やかな情報提供等)
4. 生乳の有利販売の拡大  
(プレミアム取引の拡大等)
5. 入札取引の導入に向けた具体的な検討  
(乳製品向け生乳、特色ある生乳を対象)

資料：農水省「生乳取引のあり方等検討会報告」（27年10月）より

28年4月にホクレンが入札取引を試行的に実施。

## 【指定団体等の生乳取引体制の合理化の推進】

指定団体ごとに以下を内容とする『業務推進計画』の策定と実践。

- ① 一県一団体化などの組織の再編・合理化
- ② 生乳受託販売業務の指定団体への一元化と会員等との業務・役割分担の見直し
- ③ 集送乳経費、手数料等の控除経費にかかる情報開示の徹底
- ④ 集送乳や手数料等の合理化の数値目標と具体的な方策 など

資料：農水省通達「生乳流通体制の合理化の総合的な推進について」（27年10月）より

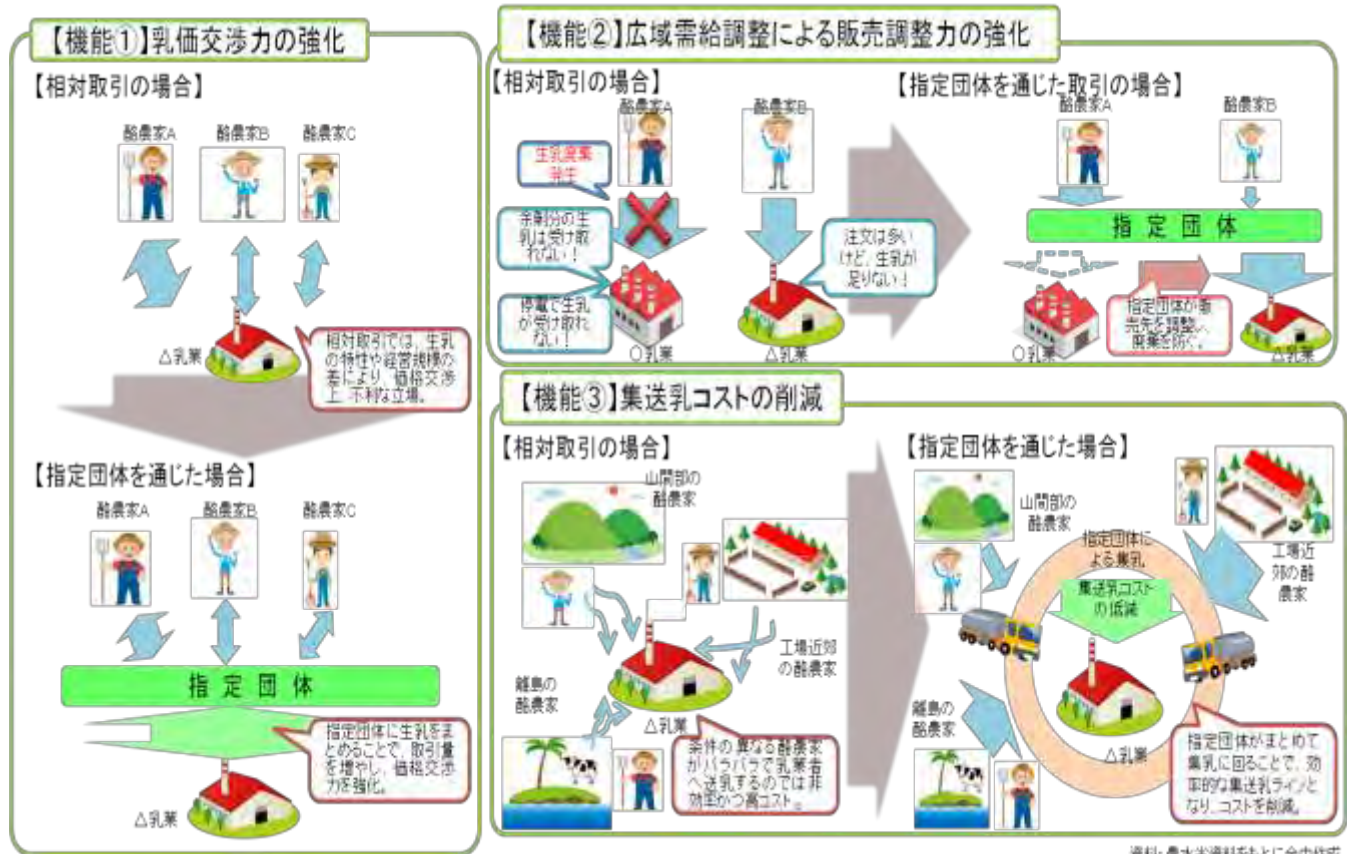
各指定団体が28年度からの  
『業務推進計画』を策定・実践

## <政策等の対外提案>

- ① 酪農所得の向上に向けた指定生乳生産者団体が有する機能発揮の観点からの改革の実現（国）
  - 酪農所得の向上をはかり、需要に応じた生産と牛乳・乳製品の安定供給をはかるため、指定生乳生産者団体が有する、乳業者に対する乳価交渉力の強化や広域需給調整、集乳の合理化等の機能が十分に発揮できるよう制度を維持すること。また、生産基盤対策強化をはじめとする酪農対策を拡充・強化すること。
- ② 乳業工場や酪農関連団体の再編・強化、集送乳車両の大型化などへの支援（国）
  - 適正な乳価の実現や衛生管理の高度化を図るための乳業工場の計画的な再編への支援とともに、集送乳コストなどの徹底した削減に向けた、地域実態をふまえた酪農関連団体の再編・強化、集送乳車両の大型化などへの支援を講じること。

（注）生産基盤強化に向けた政策等の対外提案は、後掲。

## 【指定生乳生産者団体の主な機能】



## 【乳業工場の再編・合理化（酪肉近における目標（27年4月））】

牛乳・乳製品工場数の目標（1日あたり生乳処理量2トン以上の工場）

区分	現状(平成25年度)	目標(平成37年度)
乳製品工場数	44	現状の8～9割程度
飲用牛乳工場数	209	現状の8割程度
全体工場数	253	現状の8割程度

## HACCP対応工場割合数の目標

区分	現状(平成25年度)	目標(平成37年度)
脱脂粉乳を製造する乳業工場	67%	9割以上
飲用牛乳工場	70%	

資料：農水省

## ⑥ 需要に応じた生産の取り組み（米等）

### <課題>

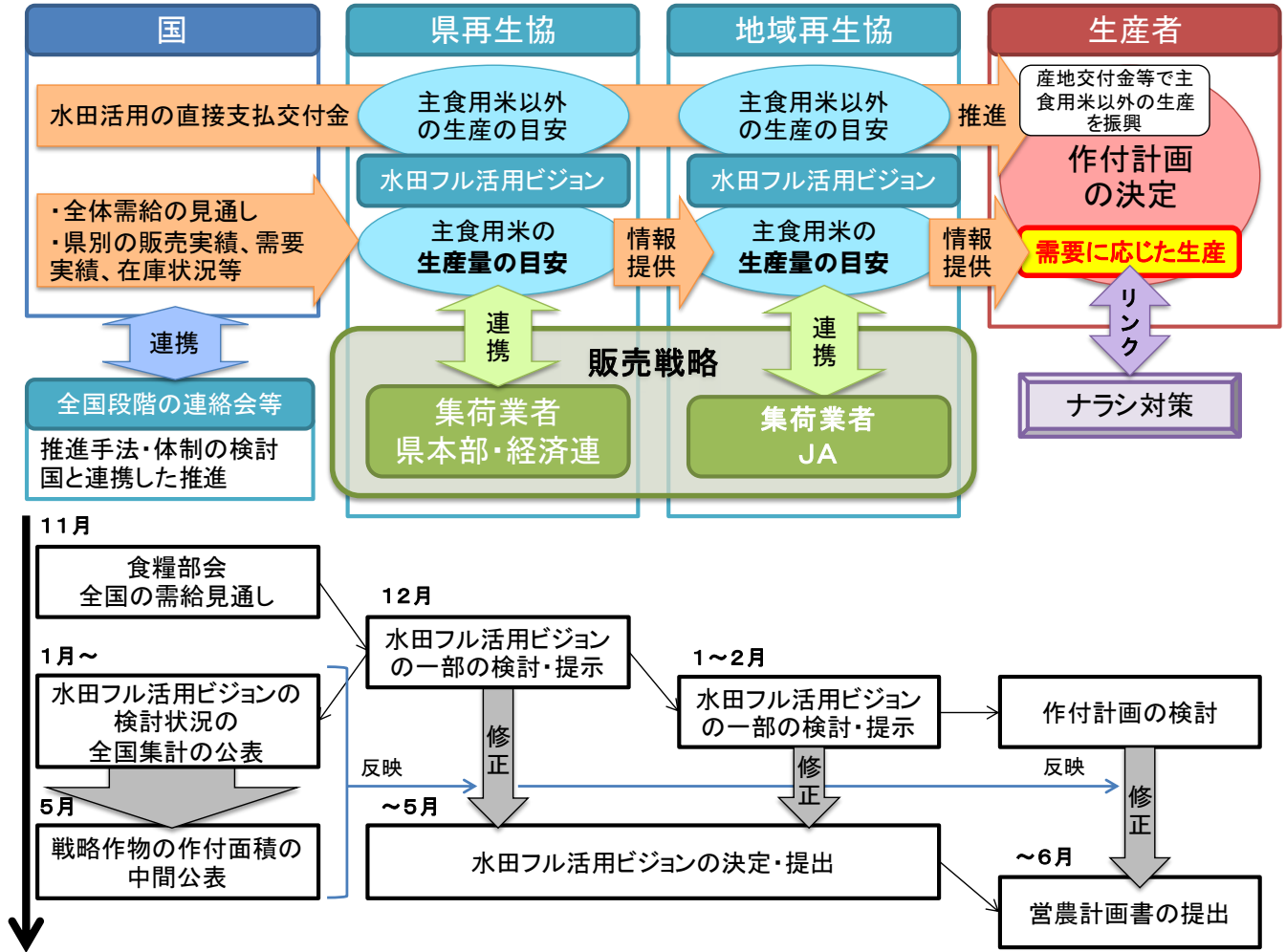
- 30年産以降、行政による生産数量目標の配分や直接支払交付金（7,500円/10a）が廃止、需給緩和リスクの増大が懸念。

### <JAグループの当面の取り組み方向>

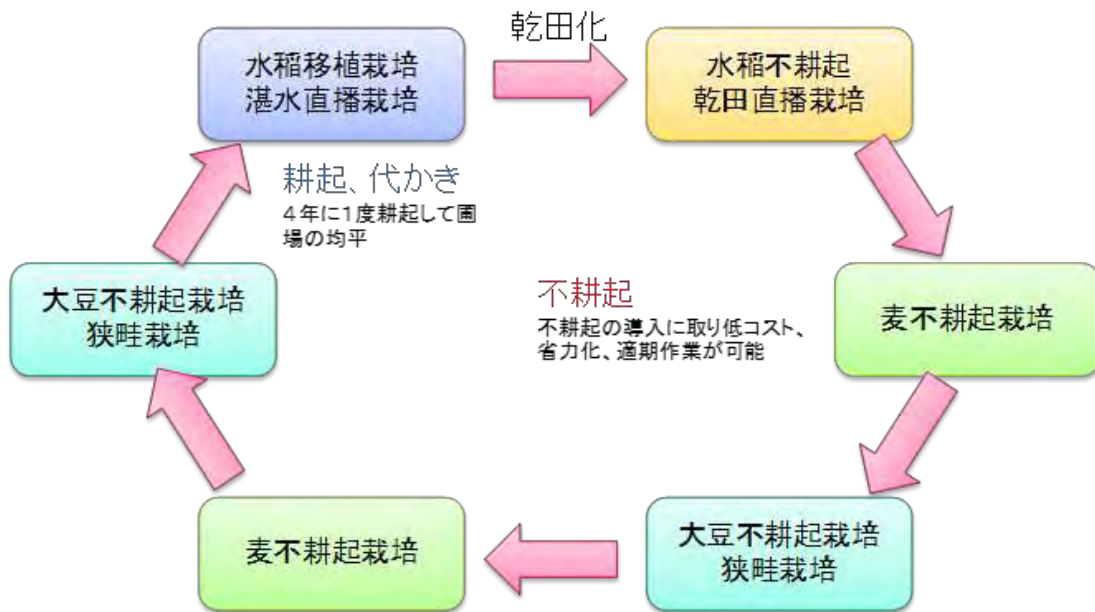
- ① 行政による生産数量目標の配分に頼らず、自らの販売戦略等に基づき、需要に応じた生産の取り組みの構築
  - 30年産以降も、主食用米の需給の安定を目指し、再生協議会を通じ、行政・集荷業者等の関係者と一体となって、需要に応じた生産に向けて取り組む。
  - 産地に対する推進の手法や体制を検討し、国と連携した推進を実施することを目的として、関係団体が参加する全国段階の組織の設置について、関係者の意向や独禁法上の問題等も確認しながら検討をすすめる。
- ② 飼料用米等による水田フル活用の取り組みの強化および畑地化や輪作体系の導入による米に依存しない複合経営の推進
  - 主食用米の需要が減少トレンドにある中で、生産者の経営安定のため、畑地化や輪作体系の導入等により、土地利用型・園芸品目型の作物を組み合わせるなど、水田フル活用による水田農業経営の展開をすすめる。  
【28年度より全国5JAで高生産性水田輪作の実証を開始】
  - 飼料用米をはじめとした戦略作物の多収栽培や低コスト化、飼料用米を活用した畜産物の高付加価値化に取り組む。  
【28年産飼料用米の生産目標数量：53万トン】



【再生協を通じた需要に応じた生産の取り組みイメージ】



【4年6作の高生産性水田輪作の事例】



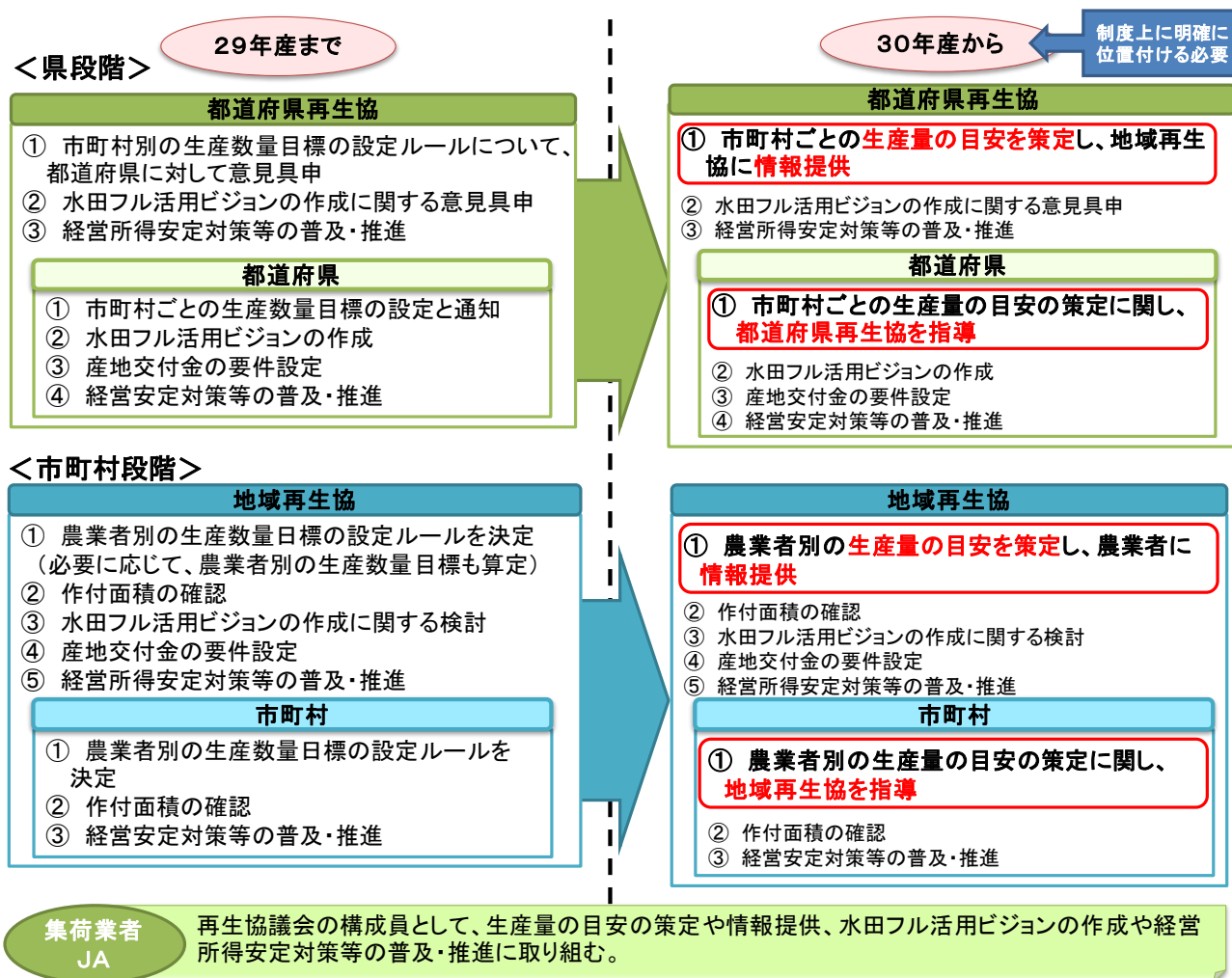
高生産性水田輪作とは…

- ①水田の乾田化を行い、麦、大豆や野菜などを積極的に導入し、輪作により安定・多収をめざす畑作物栽培
- ②主食用米だけでなく、飼料用米、加工用米、業務用米などを取り入れ、早生から晩生までの複合品種を導入して、低コストで安定・多収をめざす水稲栽培

## <政策等の対外提案>

- ① 30年産に向けた環境整備（国）
  - 30年産以降の再生協議会を通じた需要に応じた生産を実現するため、再生協等の関係者の役割の制度上の位置づけの明確化や、産地ごとのきめ細かい情報提供の充実等の環境整備をおこなうこと。
- ② 主体的な需給調整の取り組みに対する支援（国）
  - 万が一、全国的な供給過剰となった場合には、翌年産の作付面積の削減など、主体的な需給調整に取り組む必要があるため、このような取り組みに対する支援を講じること。
- ③ 水田フル活用に対する支援（国）
  - 基本計画での麦・大豆・飼料用米等の生産努力目標を確実に達成し、食料自給率の向上を図るためには、生産者が安心して生産拡大に取り組む必要があることから、水田活用の直接支払交付金について、助成体系や交付単価を維持し得る予算措置も含めた恒久的な措置を講じること。
  - 米の直接支払交付金（7,500円/10a）の財源は、産地交付金を含めた水田活用の直接支払交付金の拡充等、需要に応じた生産に取り組む多様な担い手への支援に振り向けること。
- ④ 需要に応じた生産に取り組む意欲ある農業者をナラシ対策等の対象者とする（国）
  - 現行のナラシ対策は、生産数量目標の達成が交付要件となっているが、30年産以降において、補てん対象に制限がなくなり需要に応じた生産の推進の阻害や趨勢的価格下落を引き起こすことのないよう、再生協等の仕組みを通じて需要に応じた生産に取り組む生産者を対象にする等の対策を講じること。
- ⑤ 意欲ある農業者が安心して営農を継続できるよう、経営安定対策の拡充（国）
  - また、趨勢的な価格下落が発生した場合でも、米価下落の影響を大きく受ける意欲ある農業者が安心して営農を継続できるよう、需要に応じた生産に取り組む生産者に対する経営安定対策を拡充すること。
- ⑥ 畑地化、輪作体系導入への支援（国）
  - 園芸作物を含めた複合経営の導入をすすめ、生産者の経営安定を図るためには、畑地化や輪作体系の導入等への政策支援を講じること。

## 【現行の関係機関の役割と30年産からの役割】



## 【ナラシ対策の現行の要件等】

ナラシ対策の生産実績数量の対象範囲
交付前年度に生産した米穀のうち、次のア及びイを満たすものの数量（ <b>水稻にあつては生産数量目標に定められた数量を上限とする</b> ） （略）
（別紙9）収入減少影響緩和交付金における交付金額の算定方法 <b>交付申請者が当該生産数量目標に即した生産を行った者でなかった場合には、当該交付申請者の米穀の生産実績数量は零として取り扱います。</b> （出典：農水省「経営所得安定対策等実施要綱」平成28年3月）

行政による生産数量目標の配分の廃止後も、好きなだけ作付けた生産者が補填を受けないようにする必要

### ナラシ対策の要件(例)

再生協等から示される生産量の目安をナラシ対策の上限数量として使用  
JA等の出荷団体との出荷契約等に基づき出荷・販売された数量を使用 など

## ⑥ 需要に応じた生産の取組み（青果）

### <課題>

- 加工・業務用需要の増加への対応など、需要に応じた生産体制の確立が課題。
- 高齢化の進展や担い手・労働力不足が課題となっており、特に労働集約型農業である果樹経営は、農業経営者が平成17年からの5年間で約10%減少、60歳以上の割合が約10%増加しており、生産基盤の脆弱化が深刻な状況。また、輸入果実等との競争が発生。

### <JAグループの当面の取組み方向>

- ① 野菜の加工・業務向け需要への対応強化  
⇒ 上記について、全農において検討。
- ② 輸入生鮮野菜の国産比率の向上  
⇒ パプリカやブロッコリーなど輸入量の多い家庭消費向け生鮮野菜について、収量拡大等の生産技術を確立して、国産品マーケットシェアの向上をはかる。
- ③ 需要に応じた生産体制の確立  
⇒ 優良園地の整備や担い手への集積、新規就農希望者の受け入れ支援、収穫・調整作業等の農作業支援に取り組む。また、実需者ニーズをふまえた、果樹の優良品目・品種への転換に取り組む。

### <政策等の対外提案>

- ① 産地を支える野菜価格安定制度などのセーフティネット対策の維持・拡充（国）  
⇒ 国産野菜の安定供給と野菜経営の安定の根幹を支える野菜価格安定制度の維持や、契約取引に関して市場価格高騰時などにおける安定供給をはかるためのセーフティネット支援の継続・拡充を行うこと。
- ② 農業経営の所得安定に資する収入保険制度の構築（国）  
⇒ 収入保険制度とは趣旨や機能が異なる、野菜価格安定制度等の品目別経営安定対策の拡充のもと、農業者の経営・税務申告の実態等をふまえ、セーフティネット対策としての制度構築を行うこと。
- ③ 加工・業務用野菜生産にかかる作柄安定技術の導入等に対する支援（国）  
⇒ 加工・業務用野菜の生産性向上をはかるための支援（加工・業務用野菜生産基盤強化事業）や、単収向上などに資する品種の研究開発、栽培技術確立、機械化一貫体系導入等への支援を講じること。
- ④ 改植・新植等への支援や園地集積・園地整備への支援の拡充（国）  
⇒ りんごの高密度植わい化栽培など先進的な技術を用いた改植や、新植の取り組みを促進させるための支援の拡充、農地中間管理機構などを活用した園地集積・集約に取り組む際の支援の拡充を行うこと。
- ⑤ 緊急的な需給調整に対する支援（国）  
⇒ 緊急的な需給調整として、生鮮果実を加工仕向などにした際の選果経費や保管経費などの係り増し経費に対する支援を講じること。また、効果が十分に発揮されるよう、機動的な発動とすること。

## 【全農における検討内容】

### ① 野菜の加工・業務向け需要への対応強化

→ 全農は、加工・業務向け野菜の生産振興として、適正品種の選定や新技術の導入による収量向上対策および端境期対策に取り組むとともに、実需者ニーズを反映した契約栽培の取り組みを強化し、国産比率の向上と取扱いの拡大をめざす。

【30年度までに450億円を計画】

## 【加工・業務向け取扱いの次期3か年計画】

年度	27年度実績	28年度計画	29年度計画	30年度計画
加工・業務向け取扱高	321億円	350億円	400億円	450億円

資料:全農

## 【農作業等支援のすすめ方（イメージ）】

	栽培	収穫	調整	集出荷	販売
現状	生産者			JA	全農
JA支援型Ⅰ (軽量野菜)	生産者	JA			全農
JA支援型Ⅱ (重量野菜)	生産者	JA		JA	全農
全農支援型Ⅰ (軽量野菜)	生産者		全農	JA	全農
全農支援型Ⅱ (重量野菜)	生産者	全農		JA	全農

資料：全農

※収穫：収穫・箱づめ作業

※調整：選別・小分け包装作業

生産規模の維持・拡大



いちごパッケージ支援

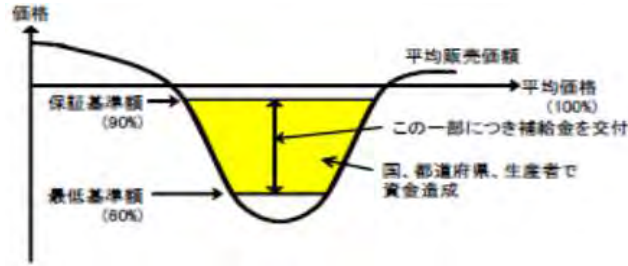


定植作業支援



収穫作業支援

## 【野菜価格安定制度の概要】



		指定野菜価格安定対策事業	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業
対象野菜		指定野菜 14品目 国民消費生活上重要な野菜	特定野菜 35品目 地域農業振興上の重要性等から指定野菜に準ずる重要な野菜
産地要件	面積	20ha(露地野菜)	5ha
	共同出荷割合	2/3	2/3
資金造成割合 (国:都道府県:生産者)		6/10:2/10:2/10	1/3:1/3:1/3※
平均価格		過去6カ年の卸売市場価格を基礎に算出	過去6カ年の卸売市場価格を基礎に算出
保証基準額/最低基準額		平均価格の90%:平均価格の60%	80%:55%
補填率		原則90%	80%

※特定野菜のうち、アスパラガス、かぼちゃ、スイートコーン及びブロッコリーにあっては、国1/2、都道府県1/4、生産者1/4  
資料:農水省資料より全中作成

## 【27年産の事業化調査に当たって想定している収入保険制度の仕組み(主なもの)】

	仕組み	備考
対象者	○経営管理を適切に行っている農業者(個人・法人) (青色申告を5年間継続して実施)	○新規就農者等対象者について引き続き検討
対象収入	○農産物の販売収入全体を対象(所得ではない) ○加工は含まない	○コストの合理性の確認は難しいため、収入を対象
収入の把握方法	○農業者が農業収入額等を記載した書類を提出(自己申告を基本) ○税務申告書類、決算書、帳簿、領収書等を用いて農業者の申告を確認	○農業者の災害等の損害発生時の通知や証拠の保存の義務を課す
基準収入	○農業者ごとの過去5年間の平均収入を基本とし、当年産の営農計画の内容を加味	○5中3平均は採用しない
補償限度額と補填金	○基準収入に一定割合(9割で仮置き)を乗じて補償限度額を設定し、当年の収入が限度額を下回った場合に、下回った分に支払率(9割で仮置き)を乗じて補填	○保険金の不正受給、少額支払いによる事務の煩雑化回避のため、一定の自己負担部分を設ける
その他	○掛け捨て方式と一部積立方式を試行 ○収入算定期間は個人なら1~12月、保険金は算定期間終了後の税申告後となり、個人なら翌年3~6月頃。	○保険金支払いまでの資金繰り対応は検討

資料:農水省資料より全中作成

## 【加工・業務用野菜生産基盤強化事業の概要】

- 加工・業務用野菜への作付転換を推進するため、土壌改良や被覆資材等の作柄安定技術を導入する場合に、当該経費の相当額の一部を定額の面積払で支援
- 対象産地  
たまねぎなど輸入量が多く重要な野菜について、加工・業務用対応のための生産・流通の構造改革を図る産地。
- 産地要件  
事業対象面積が10ha以上、事業参加農家が5戸以上
- 支援額  
1年目 7万円/10a、2年目 5万円/10a、3年目 3万円/10a
- 対象品目  
キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、レタス

資料:農水省資料より全中作成

## 【果樹経営支援対策事業の概要】

※ 事業実施期間 平成28年度～32年度  
 ※ 補助率 1/2以内、定額  
 ※ 事業実施主体 農業者、農業者団体、**農地中間管理機構**等

### 整備事業(生産基盤の改善)

#### ◆優良品目・品種への改植・高接等◆

#### 改植 **【拡充】支援単価1万円引き上げ**

- ・みかん等のかんきつ類 補助率：定額 (23万円/10a)
- ・りんご等の主要落葉果樹等 補助率：定額 (17万円/10a)
- ・りんごわい化栽培、なしジョイント栽培等補助率：定額 (33万円/10a)

#### 高接

- ・すべての果樹 補助率：1/2以内

#### 新植

- ・すべての果樹 補助率：1/2以内



※ 需要の見込まれる品目・品種の導入や大規模基盤整備を行った園地における植栽を新たに新植支援の対象化

#### ◆小規模園地整備(園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良、かん水施設)等◆

補助率：1/2以内



### 推進事業(生産構造の改革)

**【拡充】メニューの拡充** 補助率：1/2以内

- ◆労働力調整システムの構築◆
- ◆園地集積、**荒廃遠地の発生抑制**◆
- ◆輸出促進に向けた取組の実証◆
- ◆大苗育苗ほの設置◆
- ◆新技術の導入・普及の支援◆
- ◆販路開拓・ブランド化の推進強化◆

注) 対象品目の果樹共済の加入率が道府県の平均以上等の要件を満たす必要

資料：農水省

## ⑥ 需要に応じた生産の取り組み（畜産・酪農、生産基盤対策を含む）

### <課題>

- 畜産・酪農経営は、全ての畜種で飼養戸数と頭数が減少しており、特に肉用牛繁殖および酪農の生産基盤の縮小が深刻な状況。
- 飼料価格の上昇、子牛価格や初妊牛価格の高騰等により、生産コストが上昇。

### <JAグループ等の当面の取り組み方向>

- ① 地域の畜産経営の補完的な役割発揮  
→ 畜産クラスター協議会への参画やコントラクター・TMR センター、キャトルブリーディングステーションの設立・運営などに取り組む。
- ② 生産基盤の維持・拡大に向けた革新的な商品・技術の開発と普及  
⇒ 上記について、全農において検討。
- ③ 畜産経営の高度化・多様化に対応した指導体制の整備・人材育成  
→ 経営コンサルティングや税務支援等の畜産の専門的な指導ができる人材を育成・確保するため、「JA全国専門畜産経営診断士」（前身制度を含め1,503名が資格取得）の養成・認証試験の充実・強化をすすめるとともに、人材の適切な部署への配置をすすめる。【「畜産経営指導・継承支援強化対策基本方針」に基づき、28年度より取り組み強化中】
- ④ JA畜産経営継承支援事業の推進  
→ 畜産事業の継承による規模拡大や新規就農しやすい環境などを整備するため、全国機関が連携し、JA畜産経営継承支援事業に継続して取り組み、未活用県への個別推進強化をすすめる。【「畜産経営指導・継承支援強化対策基本方針」に基づき、28年度より取り組み強化中】